

こんにちは。税理士の市川です。
ウクライナ侵攻から2年、イスラエルのこともあり、紛争が身近に感じてしまう
ここ数年です。今年はアメリカの大統領選挙などの政治的なイベントも目白押し
で、日本の政治とカネの問題ですら小さなことにまで思えてしまって怖いです。

今月のブログのまとめ

◆相続の準備メモ：思い出の品について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。
今回のテーマは「相続準備メモの作成」思い出の品です。



◆相続税はどれくらいの方が申告しているのか？

令和4年分 相続税申告の実態をみてみましょう。
亡くなった方（被相続人）うち9.6%の方に相続税の申告義務が発生してい
ます。



◆過去最多!! 相続人がいない財産769億円！ 最後は国に帰属していた!!

身寄りのない人の財産が国の収入となる事例が増えています。



定額減税、おぼえてますか？！

昨年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定され、順調にすすめ
ば、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

定額減税の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である
居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給
与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）です。

特別控除の額は、次の金額の合計額ですが、その合計額がその人の所得税額を
超える場合には、その所得税額が限度となります。（居住者のみ）

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 本人 | 30,000円 |
| 2 同一生計配偶者または扶養親族 | 30,000円/任 |

減税方法は、給与所得者は給与の源泉税額から、公的年金等の受給者は年金の
源泉税額から、事業所得等については予定納税額から、それぞれ控除されます。
最終的には、確定申告で引ききれなかったら調整したりするわけですが、その辺
はまだ未定だそうで、後日国税庁のHPにアップされるそうです。

業務的には、定額減税を考慮して給与計算をする必要があります、大変面倒です。

毎週土曜日
無料の税金相談もやっています
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所（編集長：市川）

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館
電話：06-6356-3366/FAX：06-6356-3376